

春日井市民会館および春日井市文芸館(ギャラリーを除く)における  
各月の利用お申込み初日の抽選について(説明)

抽選の方法および注意事項は次のとおりです。なお、抽選の方法および注意事項をお守りいただけない場合、抽選をやり直すこともございますので、あらかじめご了承のうえ抽選にご参加ください。

### 抽選方法

- 1 抽選は、希望区分が一部でも他の方の希望区分と重なった場合に行います。
- 2 複数日に渡り希望区分が重なった場合、連続して重なったすべての区分を一括して抽選します。(以下「抽選対象枠」と言います。)
- 3 抽選対象枠が複数ある場合(例:第1週の土日に3つの催物が重なり、第3週の金土に2つの催物が重なった場合)は、それぞれの抽選対象枠で別々に抽選を行います。
- 4 抽選により、抽選対象枠内での申込み順位を決め、順番に希望区分を確定していきます。
- 5 抽選により希望がかなわなかった場合、他の全ての抽選が終了した後、あらためて空き区分の中から申込みをしていただきます。

### 抽選の注意事項

- 1 1主催者・1催物・1希望区分をお守りください。  
準備・後片付けを含む連続利用であれば、市民会館は5日間まで、春日井市文芸館(ギャラリーを除く)は3日間まで1希望区分でお申込みできます。「1日目:午前・午後(夜間無し)、2日目:午前・午後」のように、利用区分が途切れるものは2希望区分となります。
- 2 1つの催物に複数人または複数団体で申し込むことはできません。
- 3 抽選後、お申込み内容(主催者、日程、催し物の内容等)の変更・キャンセルはできません。

複数人または複数団体でのお申込み防止と、抽選に漏れた方への配慮のためです。希望区分は十分に検討してから、抽選に参加してください。

- 4 抽選後、利用許可申請書を提出してください。なお、申請書ご提出の際は、使用料を現金にてお支払いください。
- 5 市民会館のお申込みで、現金を持ち合わせていない方は、「市民会館仮押さえ申込書(月の初日専用)」を提出してください。また、利用許可申請書は1週間以内に提出してください。  
1週間を超えた場合は取り消しさせていただくことがあります。万一、何らかの理由により提出ができない場合は、期限内にご連絡ください。

## 抽選方法の具体例

- 1 4者の申込みが下表のとおり重複した場合、該当抽選対象枠に申し込んだ4者で一括して抽選を行います。

15日(金)			16日(土)			17日(日)		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
			A					
B								
					C			
					D			

抽選対象枠

- 2 ~ までの数字を書き込んだ紙クジを引いていただきます。まず、「クジを引く順番を決めるクジ」で予備抽選を行った後、同様に紙クジで本抽選を行います。
- 3 本抽選の結果、「Aさんが」、「Bさんが」、「Cさんが」、「Dさんが」のクジを引いた場合、 のクジを引いたAさんの希望区分が自動的に確定します。(Aさんは、抽選後、希望区分を変更することはできません。)

15日(金)			16日(土)			17日(日)		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		A (決定)						
B								
					C			
				D				

- 4 次に のクジを引いたBさんが、抽選対象枠内の残った区分の中から希望区分を選びます。(抽選対象枠内であれば、希望区分を変更できます。)以下、同様に の順で希望区分を選んでいきます。(下表は、Bさんが、当初の希望区分であった金曜日の夜間が申し込みめなくなったので、空いている17日に希望区分を変更した状態です。)

15日(金)			16日(土)			17日(日)		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		A (決定)						
B			→	B (決定)				
					C (抽選漏れ)			
				D (抽選漏れ)				

- 5 希望区分が無い場合、次の方に譲っていただきます。
- 6 希望区分が無い場合、他の全ての抽選が終了した後、あらためて空き区分の中から申込みをしていただきます。その際においても、希望が重なった場合には同様の抽選を行い、重複が無くなるまで抽選を繰り返します。